

第202000058483号  
令和2年6月3日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長  
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会長  
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長  
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長  
一般社団法人鳥取県電業協会会長  
一般社団法人鳥取県警備業協会  
部落解放鳥取県企業連合会理事長  
鳥取県技能士会連合会長  
一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長  
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長  
一般社団法人全地区地質調査業協会連合会  
中国地質調査業協会鳥取県支部長  
一般社団法人日本補償コンサルタント協会鳥取県部会長  
一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

様

鳥取県県土整備部長  
(公印省略)

「新しい生活様式」における熱中症予防行動について（通知）

建設工事現場等における熱中症予防対策の実施については、令和2年5月1日付第202000029269号で通知しているところですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県では、これまでの予防法に加えて、別紙1～3の「新しい生活様式」における熱中症予防に取り組むこととし、各発注機関においても下記の取組を行うこととしました。

つきましては、これら取組について御承知いただくとともに、貴団体におかれましても会員への周知をお願いします。

(担当 技術企画課技術調査担当 中本 電話 0857-26-7808)

記

1 受注者に別紙1～3を配布し、「新しい生活様式」における熱中症予防行動について周知すること。

特に、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保出来る場合にはマスクをはずすなど、現場パトロール等において受注者に「新たな新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントを指導すること。

2 所属職員が現場等で業務を行う場合も同様に、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントに留意し現場業務を行うこと。